

# 青森市史編さん室所蔵の行政文書に関する基礎的研究

## ―「昭和の大合併」による行政文書の引き継ぎと廃棄・保存に関する試論―

工藤 大輔

はじめに

現在、青森市史編さん室（以下、「編さん室」と略記する）には、かつて東津軽郡役所によって作成・保管されてきた公文書約一七〇点（以下、この文書群を「東津軽郡役所文書」とする）のほか、いわゆる「昭和の大合併」によって青森市と合併した町村から引き継いだ公文書を中核とした文書が約一八〇〇点保管されている（以下、便宜上この文書群を「町村文書」という）。

このうち、「町村文書」は、青森市との合併後に市役所（本庁舎）および各支所に保管されていたもの、さらには個人の方が手に入れ大切に保管してきたものによって構成されている。そして、これらは編さん室が発足したことを契機として、市役所（本庁舎）・支所から移され、また、個人の方が保管されてきたものについては寄贈を受けることになった。

小稿は、編さん室に所蔵される「市町村合併関係綴」（全八冊）にある「事務引継書」を手掛かりに、青森市と合併した町村の文書がどういった形で青森市に引き継がれ、その後の廃棄・保存のプロセスを経て現在まで至るのかという、いわば文書の履歴を明らかにしようとする試み

である。

### 一 「町村文書」の概要

図1「青森市の変遷」<sup>1</sup>は、明治三〇年（一八九七）以降、平成十七年（二〇〇五）年四月一日の浪岡町との合併に至るまでの青森市（町）の変遷を示したものである。ここからも分かるように、青森市は昭和三〇年代の、「昭和の大合併」の時期を中心に周辺の町村との合併を繰り返して現在に至っている。なお、図1のうち、青森町が市制を施行する前年の明治三〇年十月一日に合併をした浦町村の行政文書については、現時点では確認されていない。したがって、現在編さん室が保管している文書は、昭和十四年（一九三九）六月一日に合併した油川町以降に青森市と合併をした町村の文書であり、原則としては、合併の際に青森市に引き継がれたものを中核とする文書群であるということが出来る。なお、これらの町村の位置と行政文書の簿冊数については図2「青森市域と行政文書の簿冊数」<sup>2</sup>に示した通りである。

さて、これらの「町村文書」は、『新青森市史』資料編7近代（2）

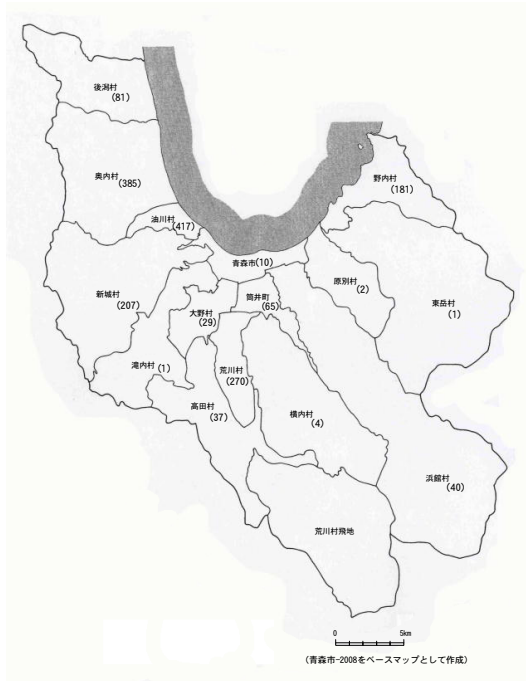


図2 青森市域と行政文書の簿冊数  
(昭和14年当時の青森市域)

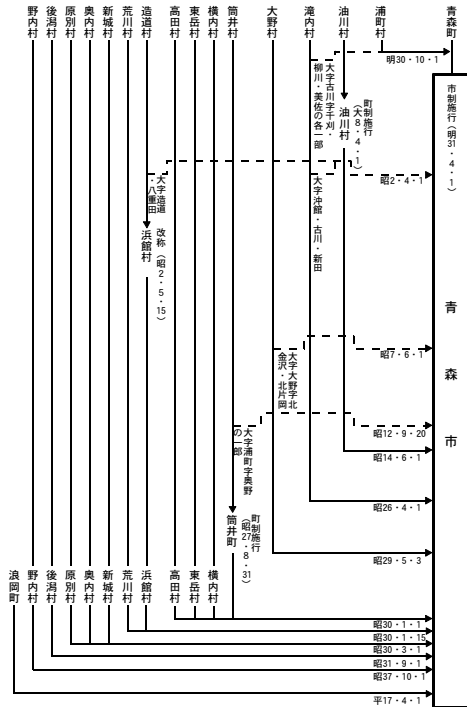


図1 青森市の変遷 (青森市-2008)

では「旧町村行政文書」という文書群が付され、個々の簿冊については、編さん室事務局および近現代部会の手によって、一応の目録が作成されている。この目録にしたがって「町村文書」をみてみると、実はこの文書群は、

- ① 当時の町村吏員が業務上作成した簿冊
- ② 合併後に設置された出張所・支所の吏員によって作成された簿冊

(図3)

- ③ ①とおなじく町村の当時に作成された簿冊を、合併後に関連する二冊を合綴するなどして再装幀し、市役所(本庁舎)もしくは支所で保管してきた簿冊(後掲図15参照)
- ④ 昭和三〇年代の青森市の吏員が業務上作成した簿冊
- ⑤ 県庁・東津軽郡役所および他町村の行政文書と思われる簿冊(図4・図5)
- ⑥ 明らかに行政文書とはいえない私文書(図6)、および行政文書と積極的に位置づけるには積極的な根拠が乏しい文書

といったものによって構成されていることが分かる。このうち、④については、「市町村合併関係係」など十点ほど保管しているが、これらは明らかに「旧町村行政文書」という範疇には入らないであろう。また、⑤⑥についても、「旧町村行政文書」とはいい難い。とくに、⑤⑥は後述べるように、これら「町村文書」の旧所蔵先との関わりがあるので、そこで触れることにする。以上の分類から明らかかなことは、現段階において、これら「町村文書」はいまだその整理が十分なものではなく、今後時間をかけて再整理しなくてはならない状況にあることをここでは指



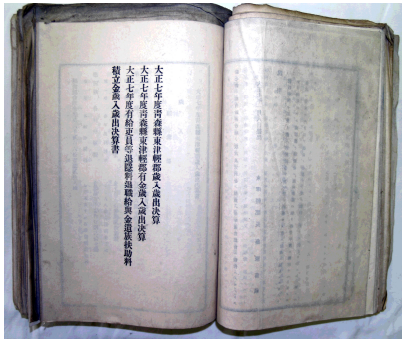


図4 東津軽郡役所の文書カ

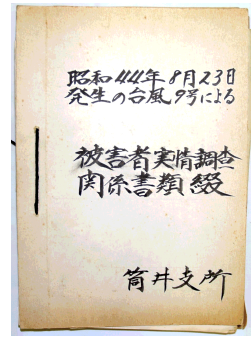


図3 支所で作成された簿冊



図6 私文書

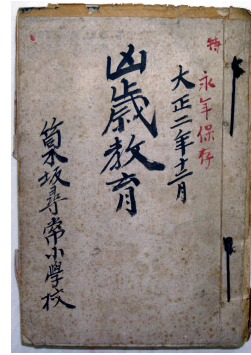


図5 青森市以外の地域の簿冊

摘しておきたい。<sup>(1)</sup>  
 ここで、「旧町村」を、青森市と合併し、図2で示される各町村であるとしたとき、①を「旧町村行政文書」といっても異論はないであろう。そして、③についても町村当時の簿冊の内容等に著しい改変等が認められなければ、「旧町村行政文書」の範疇に収めることができよう。<sup>(2)</sup>一方、②についてはどうであろうか。確かに、出張所・支所は旧町村の役場に置かれたようではあるものの、合併後ということを考慮すれば、この名称には馴染まないといえるのではないか。ただ、たとえば、図3に示した筒井地区の台風被害の調査書類のような支所の簿冊を旧町村の概念から完全に分離してしまうのは、各支所が旧町村時代の行政文書を保管する機関としての役割を担っていたということも併せて考えると、むしろ機能的ではないと思われる。したがって、今後の再整理の段階においては、①-③までの文書群をもって、「旧町村および出張所・支所行政文書」とでもいうような括りを考慮してもいいのではないだろうか。  
 つぎに、これら「町村文書」が編さん室に収められる直前の保管先（旧所蔵先）に目を向けてみることにしよう。表1は、「町村文書」を市町村別に、旧蔵先とその簿冊数を示したものである。この表から分かるように、「町村文書」は市役所（本庁舎）と各支所に保管されていたもののほか、<sup>(3)</sup> A・B・C三人の方が持っていたものによって構成されている。これらA・B・C三人の方が持っていた文書は、いずれも廃棄文書であったものと考えられ、編さん室が所蔵する「町村文書」の半数以上の五六%を占めている。なお、A・B両氏は郷土の歴史を研究していた方々で、C氏は奥内村で書記役を務めてこられた方であった。<sup>(4)</sup>

表1 市町村別簿冊数の内訳

市町村名	市役所	支所	A氏	B氏	C氏	不明	合計(実数)	合計(%)
青森市	2	0	8	0	0	0	10	0.5
東岳村	1	0	0	0	0	0	1	0.1
油川村	56	0	163	194	0	4	417	22.4
荒川村	94	135	41	0	0	0	270	14.5
後潟村	28	0	53	0	0	0	81	4.4
大野村	9	0	20	0	0	0	29	1.6
奥内村	27	0	180	0	178	0	385	20.7
新城村	32	131	44	0	0	0	207	11.1
高田村	36	0	1	0	0	0	37	2.0
滝内村	1	0	0	0	0	0	1	0.1
筒井町	2	47	16	0	0	0	65	3.5
野内村	119	54	8	0	0	0	181	9.7
浜館村	0	32	8	0	0	0	40	2.2
原別村	2	0	0	0	0	0	2	0.1
横内村	0	4	0	0	0	0	4	0.2
その他	0	0	129	0	0	1	130	7.0
合計(実数)	409	403	671	194	178	5	1860	
合計(%)	22.0	21.7	36.1	10.4	9.6	0.3		100.0

とくに、A氏については、行政文書に限らず幅広く史料を蒐集してきた方であり、さきの分類⑤⑥に該当するものほとんどがA氏の蒐集したも  
 のよってている(表1では「その他」に仕分けした)。逆にいえば、⑤  
 ⑥については「町村文書」の整理というのではなく、むしろA氏旧蔵

の文書の整理ということにはかならない。なお、後述するように、これらの方々の手に渡った行政文書は、市町村合併の際に旧町村によって廃棄された文書と、合併後に設置された支所が廃棄した文書であったものと考えられる。本来ならば廃棄されていた文書が、こうした方々の手によって保管され、現在に遺されたということができよう。

ただし、編さん室での現在の保管のあり方は、B氏旧蔵分以外の文書はすべて混架されている。たとえば、個人の方が保管していた文書は基本的に廃棄文書であり、市役所(本庁舎)などで保管されてきた文書とは来歴が異なるので、このような保管形態は必ずしも適切なものであるとはいえないのではないかと。また、さきに紹介した目録が旧蔵先として記してあるものと、実際の文書の袋の上書きにおける旧蔵先との不一致があってもそれを正すことができない現状にある。そのため、現在文書の来歴が判然としなくなってしまうものもいくつかみられる。

この点は、きわめて残念なところである。  
 以上が、編さん室が所蔵する「町村文書」の概要である。つぎに、青森市の文書保存のあり方とその実際を確認するといった視点から、市役所(本庁舎)と支所に保管されてきた文書に注目してみることにしよう。

## 二 市町村合併と文書の引き継ぎ

青森市とある町村とが合併したとき、合併後に両者の代表者が立ち会い事務の引き継ぎを行った。たとえば、大野村との引き継ぎのばあい、

事務引継書

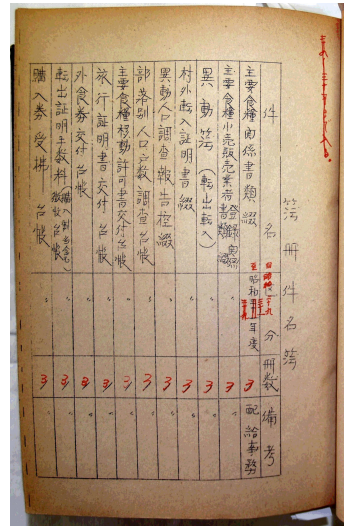


図7 後潟村簿冊件名簿(配給関係)

一、東津軽郡大野村長高坂久馬一は、昭和廿九年五月三日大野村が青森市に編入合併したので、昭和廿九年五

月二十二日青森市役所において事務引継を行う。

二、大野村長高坂久馬一は、別冊事務引継目録を調製して、青森市長横山実とともに一々現物と照し合せてその授受をおえた。

三、青森市助役下河原定吉・収入役神楽岡智眼及大野村助役原子力弥・収入役三橋勝哉はこの引継ぎに立合した。

右の通り相違なく事務の引継をおえたから、立合人とともにこのに署名捺印する。

昭和廿九年五月二十二日

大野村長	高坂久馬一 (印)
青森市長	横山実 (印)
立会人	
青森市助役	下川原定吉 (印)
同 収入役	神楽岡智眼 (印)
大野村助役	原子力弥 (印)
同 収入役	三橋勝哉 (印)

事務引継目録

- 一、書類及び帳簿 別冊簿冊件名簿の通り
- 二、財産 別紙財産目録の通り
- 三、金銭出納 別紙現金收支現計表及び歳入歳出現計表の通り
- 四、未済事件 別紙未済事件処理意見書の通り
- 以下余白

とあるように、青森市役所において事務の引き継ぎが行われた。そして、「事務引継目録」のなかにみえる「別冊簿冊件名簿」が、大野村から青森市に引き継がれた行政文書の目録である。そして、「一々現物と照し合せてその授受をおえた」とあるように、目録と現物とを突き合わせて確認作業が行われたものと思われる。「簿冊件名簿」に抹消線が引かれたり、朱書で簿冊数などが訂正されたり(図7)、チェックされた印などが見えるのは、この照合作業と関係があるものと思われる。

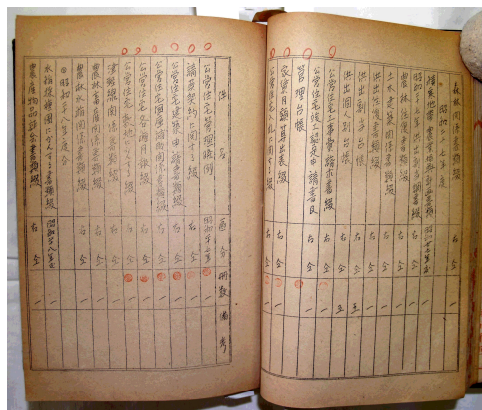


図8 後潟村簿冊件名簿(勤業関係)

また、図8後潟村の「簿冊件名簿」では、欄外に○印が記されるものがあり、この○印が付されたものは「引き上げ簿冊」とされている。この「引き上げ簿冊」

表2 大野村教育関係引き継ぎ簿冊

簿冊名	冊数	内 訳	簿冊名	冊数	内 訳
学齢簿	4	大野小・栄山小・大野中卒業者分	会議録	1	
備品台帳	7	学校3・公民館3・委員会1	会議綴	1	
青年学級綴	1		議案簿	1	
休退職転任関係綴	1		学校教育関係綴	4	
学校職員表	1		往復綴	2	教育委員会関係
教職員履歴書綴	1		学校使用許可綴	2	
予算関係綴	1		社会教育関係綴	1	
奨学資金給与関係綴	1		歳出差引簿	3	昭和28年度・同29年度・同27年度
職員団体綴	1		青年学校関係簿冊	12	昭和25年大野中学校から引継したもの
公民館往復綴	1		委員名簿	1	教育委員会
学校備品調査簿	1		事務引継関係綴	1	
地方教育委員連絡協議会関係綴	1		勤仕表	1	
児童委託綴	1		任免関係綴	1	
社会教育関係綴	3		学校基本調査 学校衛生統計綴	2	
教職員研修関係綴	1		給与関係綴	1	
児童生徒異動関係綴	1		計	61	

とは、市役所から支所へ引き上げる簿冊という意味であるものと考えられる。したがって、事務の引き継ぎの際に、「簿冊件名簿」と現物とを突き合わせながら、同時に市役所（本庁舎）に収める文書と、支所へ引き上げる文書の選別も行われていたということができよう。

文書の引き継ぎはこのほかに、教育委員会と選挙管理委員会でも行われた。このうち、大野村の教育委員会関係では、表2

表3 「昭和の大合併」による引継文書件数

町村名 (合併年月日)	分類	件数	町村名 (合併年月日)	分類	件数
東岳村 (S30. 1. 1)	行政一般	209	滝内村 (S26. 4. 1)	行政一般	100
	教育	10		教育	10
	選管	81		選管	
荒川村 (S30. 1. 15)	行政一般	284	筒井町 (S30. 1. 1)	行政一般	181
	教育	13		教育	48
	選管	137		選管	79
後潟村 (S31. 9. 1)	行政一般	895	野内村 (S37. 10. 1)	行政一般	1019
	教育	94		教育	55
	選管	115		選管	107
大野村 (S29. 5. 3)	行政一般	303	浜館村 (S30. 1. 15)	行政一般	220
	教育	61		教育	129
	選管			選管	137
奥内村 (S30. 3. 1)	行政一般	209	原別村 (S30. 3. 1)	行政一般	288
	教育	19		教育	18
	選管	90		選管	97
新城村 (S30. 3. 1)	行政一般	287	横内村 (S30. 1. 1)	行政一般	231
	教育	26		教育	13
	選管	112		選管	183
高田村 (S30. 1. 1)	行政一般	359	合計	行政一般	4585
	教育	41		教育	537
	選管	87		選管	1225

「市町村合併関係綴」（編さん室蔵）から作成。

〔註1〕 数値には、実際には削除されたかもしれない簿冊の分も含む。

〔註2〕 一部行政文書には属さない図書類も含んでいる。

〔註3〕 野内村の一般行政には監査委員会の分（18件）を含む。

に示したような簿冊が引き継がれている。年代が判明するものは少ないが、おそらくはいずれも戦後に作成された簿冊と推測される。また、選挙管理委員会については、選挙人名簿などが引き継がれている。

表3は、右でみてきたような引き継ぎの手順を経て、青森市に引き継がれた各町村の簿冊数の一覧である。これによれば、四五〇冊を超える簿冊が青森市に引き継がれたことが分かる（教育委員会と選挙管理委員会を除く）。また、表4は、これらの簿冊のうち、年代の判明する三

表4 青森市に引き継がれた旧町村文書

町村名 (合併年月日)	～M22	M22～	T	～S10年代	S20年代	S30年代	合計
滝内村 (S26.4.1)	2	2	4	3	20	0	31
大野村 (S29.5.3)	1	1	3	8	156	1	170
筒井町 (S30.1.1)	1	6	5	11	43	0	66
横内村 (S30.1.1)	1	7	6	9	122	3	148
東岳村 (S30.1.1)	1	1	2	3	121	0	128
高田村 (S30.3.1)	1	1	1	3	210	3	219
浜館村 (S30.1.15)	1	3	1	6	74	0	85
荒川村 (S30.1.15)	1	34	10	12	128	3	188
新城村 (S30.3.1)	1	3	8	11	59	0	82
奥内村 (S30.3.1)	3	19	21	20	84	3	150
原別村 (S30.3.1)	0	4	4	25	118	15	166
後潟村 (S31.9.1)	1	51	20	27	413	164	676
野内村 (S37.10.1)	3	3	5	19	24	908	962
年代別合計	17	135	90	157	1572	1100	3071

「市町村合併関係綴」(編さん室蔵)から作成。

〔註〕簿冊の年代に幅があるばあいは始年を採用した。

〇〇〇冊余りを各年代ごとにその冊数を示したものである。ここから分かることは、合併の直前の時期である昭和二〇年代(野内村のばあいは昭和三〇年代)の簿冊が圧倒的に多いということである。戦前期の文書、とくに兵事関係を中心とする諸資料については、終戦後間もなくに廃棄処分されているものもあるかと思われるが、野内村の昭和二〇年代の文

書が極端に少ないことから察するに、合併直前に各町村で文書の廃棄が行われたものと考えられる。そして、基本的には現用性の高い文書が青森市に引き継がれ、青森市側もそれを望んでいたのではないだろうか。

さて、これら青森市に引き継がれた文書は、前述のように市役所(本庁舎)と支所でそれぞれ保管されてきた。こうした保管状況をふまえ、これら二か所で保管されてきた文書の性格について、それぞれみていくことにしよう。

表5は、市史編さん事業が開始されてから、市役所(本庁舎)・支所から編さん室に文書が移されたものうち、簿冊の作成年代が判明するものを年代別に分類したものである。なお、簿冊の成立年代が分からないものについて含んでいない。したがって、たとえば、横内村には支所で保管していた簿冊が四冊確認できるが、いずれも成立年代が不明であるためこの表には載せていない。

この表5を、表3の引継文書の件数と比較してみると(油川町は除く)、八四・八六%程度の文書はすでに廃棄されており、おおむね十五%程度の文書が一応は「永年保存文書」として保管されてきたということができようか。また、町村合併以降の昭和四〇年代・五〇年代の文書の存在も確認できるが、これらは図3のように、支所で作成された文書であることが多い。なお、これら支所(出張所)で作成された文書については、小稿の考察の対象からはひとまず外すことにしたい。

ここで注目したいのは、文書の遺り方として、(a)市役所(本庁舎)のみで保管されていた(東岳村・油川町・後潟村・大野村・奥内村・高田村・滝内村・原別村)、(b)市役所(本庁舎)と支所の二か所に保管され

表5 市史編さん事業開始当時に青森市役所が保管していた旧町村の行政文書

	～M22	M22～	T	～S10年代	S20年代	S30年代	S40年代	S50年代	合計
東岳村					1				1
油川町		20	15	21	2				58
後潟村		6	14	6	3				29
荒川村	8	37	15	23	17	2			94
大野村		8	9	36	36	17			114
奥内村		2	6	1					9
新城村	4	5	13	12	2				27
高田村	1	16	5	9	8	1			32
滝内村			14	65	30	2	1		129
筒井町				2	32	1			35
野内村	1	6	1	3	15	4	3		32
浜館村		23	20	23	15	36		1	119
原別村		2	3	15	11	22	1		54
合計	14	125	115	216	187	98	11	4	770

〔註1〕 簿冊の年代に幅があるばあいは、後ろの年代でもって処理をした。

〔註2〕 荒川村のように数値が上下2段となっているものは、下段が支所に保管されていた簿冊の数を示す。

〔註3〕 横内村にも簿冊が存在するが(いずれも横内支所)、成立年代が不明であるために本表には入れなかった。

ていた(荒川村・新城村・筒井町・野内村)、(c)支所のみで保管されていた(浜館村・横内村)という三つのケースが存在することである。とくに、(b)のばあい、野内村をのぞくと、支所では市役所(本庁舎)の数倍におよぶほど多くの文書が保管されていたことがみとれる。

さきに述べたように、合併に際しての文書の引き継ぎは、基本的に市役所で行われていたことが確認できるので、その後相当数の文書が支所へ戻されたことになる。そのときに、永年保存の対象になるべき文書の多くが支所の方へ移されたということも考えられるが、これら四か町村では、何らかの理由で文書の廃棄に関する規定が市役所(本庁舎)よりも厳格に適用されなかった可能性、もしくはこれらの地域は住民の権利等を保証する上で文書を遺しておくてはならないなどの、地域固有の事情があつたのかもしれない。なお、(a)のばあいも、本来は(b)とおなじく支所へ文書が移されたと考えられるが、支所においてすべてが廃棄の対象となつたか、もしくは何らかの理由で処分されてしまったのではないだろうか。この点については、後に改めて考えることにしよう。つぎに、これら(a)から(c)の分類をふまえながら、市役所(本庁舎)と支所の文書保存のあり方をみてみることにしよう。

(1) 市役所(本庁舎)に保管された文書

まずは、市役所(本庁舎)に遺っていた文書が極端に少ない東岳村(図9)・原別村(図10)・滝内村(図11)・筒井町(村)(図12)の四町村の事例をみてみることにしよう。このうち、合併時には二八八冊の簿冊が引き継がれているものの(表3)、現在では二冊しか確認できない(表1) 原別村に関して、村制一〇〇年を記念して編まれた記念誌のなかで、

ここでお断りしておきたいことは、原別村発足時、矢田前に置かれていた村役場は原別へ移った。この期間が長期にわたり昭和二十五年まで原別に所在した。新築により袖崎へ移転し、青森市へ合併



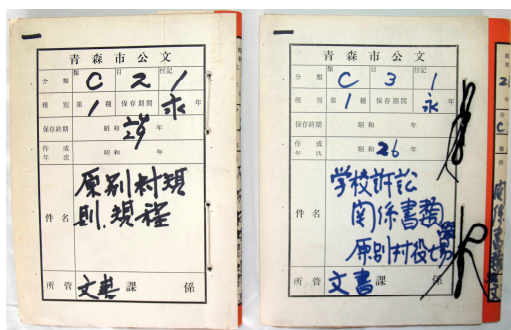


図10 原別村村規則・規程と学校訴訟関係書類綴

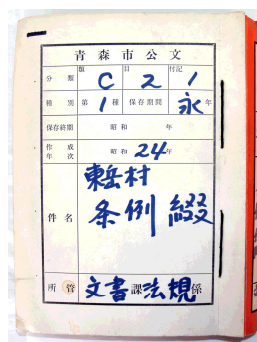


図9 東岳村条例綴



図12 昭和24年筒井町會議録と昭和28・29年筒井町議會會議録

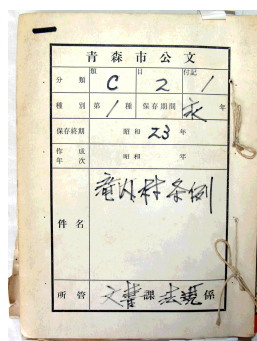


図11 滝内村条例

を経てから支所は平新田森越へ移った。

その際保存文書をはじめ重要永久文書まで市庁舎に移管された。その後文書課は廃棄したという。

したがって、村の歴史を知る資料は皆無で、僅かに他から求め、また、古老の証言にたよらざるを得ない状態であり正確でない点もあると思う。  
(傍線は引用者による)

といい、永年保存の文書まで移管され廃棄されたことを嘆いている。さきに述べたように、文書の引き継ぎの段階で、一旦文書はすべて市役所(本庁舎)に運びこまれるが、その後一部は支所に移されることになる。次項でも触れるが、支所に移されるのは主として戸籍関係と土地台帳および予算書といった文書である。原別村では、たとえば、昭和二五年から二九年にかけての歳入・歳出の簿冊が計一〇冊ほど引き継がれているので、これらは支所の方に移された可能性はあろう。

とはいえ、現在確認できるのは図10の二冊のみである。これら以外は保存年限にしたがってすべて廃棄されたということになるのか。ただ、一方では地域の歩みを記そうとする際に行政文書が必要とされており、この点も注目しているであろう。青森市の文書編さん保存規定によれば(平成十七年四月一日規定第五号)<sup>15)</sup>、永年保存文書に属する文書には「市史の資料となる重要文書」と認められるものが含まれている。「市史の資料となる重要文書」というのはどのような文書をいうのかは知らないが、「市史の資料」となり得べき文書は、ある意味では市民の共有財産であるといってもいいであろう。保存すべき文書は、しっかり保存していただくことを願うばかりである。<sup>16)</sup>

さて、これら四町村のばあい、**図12**の筒井町(村)のケースを除くと、いずれの綴りも「永年保存」の扱いとなっていることが分かる。もちろん、現在の文書編さん保存規定をそのままあてはめることはできないものの、試みにこれを参考にしてみると、永年保存文書の対象となる「条例、規則、規程等に関する文書」および「訴訟及び不服申立てに関する文書」の範疇に入れることができようか。また、これらの表紙はいずれも旧村のものではなく、合併後に青森市の様式による表紙を付されたものである。つまり、これら条例・規則などの簿冊は、その重要性が認められ、再装幀されて市役所(本庁舎)で保存したものであるといつてよい。なお、さきに紹介したように、合併後旧町村の簿冊の再装幀には、二冊の綴りを一つに合綴するばあいなどもある。

一方、筒井町(村)の「会議録」のばあい、これも「市議会の議事録、決議書等重要文書」といつて、永年保存の対象となるような重要文書であるといえよう。たとえば、荒川村の会議録・議決書は、ほぼ市役所(本庁舎)で保管されている。ところが、各町村議会の議事録・議決書は一括して市役所(本庁舎)で一括して保管しているかといえ、どうもそうではないようである。たとえば、新城村では市役所(本庁舎)と支所の両方で保管している。つまり、議会関係の議事録・議決書は、市役所(本庁舎)と支所のいずれかに、ケースバイケースで保管されることになったようである。そして、支所に移されたこれら議会関係の文書は、実はさきのA・B・C三氏のような人たちの手に渡った文書の中に多くみられる。支所では、これらの文書を相当量廃棄した可能性が高い。これらのほか、市役所(本庁舎)で保管していた文書は、印鑑証明に

関わる文書(奥内村)や職員台帳(高田村)といったものがあげられるが、おおむね法制関係(規則や例規類)と会議録・議決書が保管の対象となっていたとみることができよう。

## (2) 支所に保管された文書

つぎに、支所で保管されていた文書についてみてみることにしよう。まず、市役所(本庁舎)での保管文書がない浜館村(表6)を手がかりにしてみると、おおむね戸籍と土地台帳類が支所で保管されてきたことが判明する。しかも、永年保存文書のみならず、支所で作成した簿冊で三年保存となっている、昭和四九年の「戸籍日記(戸籍発収簿)」(図13)が廃棄されずそのまま遺っている。さらには、旧村時代にすでに保管年限を過ぎていた文書もそのま

ま遺されており(図14)、支所における文書管理のおおらかさをここから垣間見ることができようか。

また、新城村のばあいも、浜館村とおなじく戸籍と土地関係の簿冊が多い。一方、荒川村のばあいをみてみると、土地関係が目につくが、旧村時代の兵事関係と予算書がこれに加えられる。筒井村や野

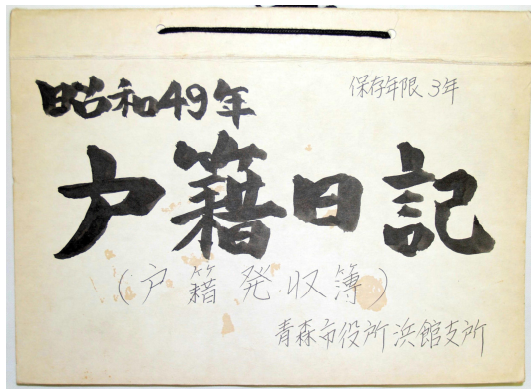


図13 昭和49年戸籍日記(浜館支所)



表6 浜館支所旧蔵簿冊一覧

番号	区分	標題	成立年	作成	数量	形状	備考
浜館 12	支所	戸籍訓令通牒綴	大正7年～昭和22年	浜館村役場	1	綴	
浜館 4	支所	戸籍受付帳	昭和14年～昭和21年	浜館村役場	1	綴	5年保存
浜館 5	支所	戸籍受付帳	昭和22年～昭和23年	浜館村役場	1	綴	5年保存
浜館 7	支所	戸籍受付帳	昭和24年1月～昭和24年12月	浜館村役場	1	綴	
浜館 1	支所	25年経過戸籍副本送付簿	昭和24年11月～昭和29年12月	浜館村役場	1	綴	
浜館 17	支所	戸籍に関する訓令通達綴	昭和25年～昭和27年	浜館村役場	1	綴	永年保存
浜館 9	支所	戸籍受付簿	昭和26年	浜館村役場	1	綴	5年保存
浜館 10	支所	戸籍受付簿	昭和27年	浜館村役場	1	綴	5年保存
浜館 11	支所	戸籍受付帳	昭和28年度	浜館村役場	1	綴	
浜館 18	支所	戸籍に関する訓令通達綴	昭和28年～昭和30年	浜館村役場	1	綴	永年保存
浜館 6	支所	戸籍受付帳	昭和29年	浜館村役場	1	綴	
浜館 15	支所	戸籍に関する往復書簡綴	昭和29年度(～昭和30年1月14日)	浜館村役場	1	綴	
浜館 29	支所	戸籍発収簿	昭和29年度(～昭和30年1月14日)	浜館村役場	1	綴	
浜館 33	支所	除籍副本送付簿	昭和29年度(～昭和30年1月14日)	浜館村役場	1	綴	
浜館 38	支所	農地法進達書類綴	昭和30年1月15日		1	綴	浜館地区農業委員会
浜館 36	支所	土地台帳(大字駒込字南駒込山)	昭和31年10月26日	浜館村役場	1	綴	
浜館 35	支所	土地台帳(大字駒込字北駒込山)	昭和31年10月27日	浜館村役場	1	綴	
浜館 19	支所	戸籍に関する訓令通達綴	昭和31年以降	浜館支所	1	綴	
浜館 2	支所	旧戸籍関係綴	昭和32年～昭和33年	青森市役所浜館支所	1	綴	永久
浜館 14	支所	戸籍統計書類綴	昭和33年	浜館支所	1	綴	
浜館 31	支所	省令第27号第4条5条戸籍	昭和33年	青森市役所浜館支所	1	綴	
浜館 37	支所	土地名寄帳	昭和34年～	青森市役所	1	綴	
浜館 20	支所	戸籍に関する訓令通達綴	昭和36年以降	浜館支所	1	綴	永久
浜館 40	支所	靈園誘致陳情関係綴	昭和42年1月	浜館支所事務局	1	綴	(二)
浜館 13	支所	戸籍広報	昭和42年～昭和48年	浜館支所	1	綴	
浜館 22	支所	戸籍発収簿	昭和46年	浜館支所	1	綴	
浜館 23	支所	戸籍発収簿	昭和47年	青森市役所浜館支所	1	綴	
浜館 24	支所	戸籍発収簿	昭和48年	青森市役所浜館支所	1	綴	
浜館 30	支所	戸籍発収簿(戸籍日記)	昭和49年	青森市役所浜館支所	1	綴	保存年限3年
浜館 25	支所	戸籍発収簿	昭和50年～昭和52年	浜館支所	1	綴	
浜館 26	支所	戸籍発収簿	昭和53年～昭和54年	浜館支所	1	綴	
浜館 27	支所	戸籍発収簿	昭和55年	浜館支所	1	綴	



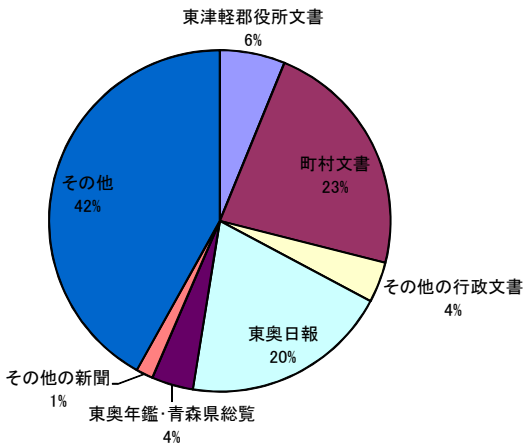
図14 戸籍受付簿（浜館村役場）

内村についても、これら三か村とほぼおなじ傾向がみられる。したがって、支所に関しては、前項でも述べた会議録・議決書のほかには戸籍と土地関係、さらには徴兵名簿などの兵事に関わる簿冊や予算書が多く保管され、総じて民生に関わる簿冊、地域住民の生活・権利などに直結するような文書が支所に保管されたとみてよいであろう。

とくに、荒川・野内村

などでみられる兵事関係の文書については、昭和二〇年の敗戦後、焼却処分にはされないまま役場に遺されたものであろう。そして、このような廃棄されなかった兵事関係の文書は、合併時の引き継ぎ文書の中にはリストアップされるはずもなく、役場から支所に移行するなかでそのまま遺されることになったのであろう。さきに述べたように、荒川村に代表されるように、支所に遺された文書が非常に多くなったのは、合併時の引き継ぎ文書としてはリストアップされずに（またはできなかった）、しかも廃棄処分もされず支所に保管され続けた文書が一定程度あったと

グラフ1 『新青森市史』資料編近代掲載資料の構成比



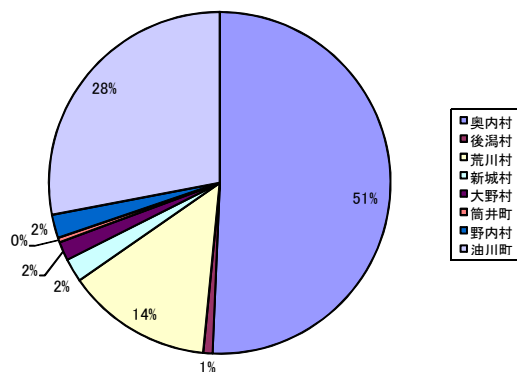
いうことが想定されようか。<sup>16)</sup>  
 また、支所においては、廃棄年限が過ぎても保管し続けるということもあった。もちろん、こうしたことによつて、結果として、廃棄されていたかもしれない貴重な文書を現在手に取ることができるのである。

### (3) 支所における文書の「廃棄」

明治四年（一八七二）の県庁移転から昭和二〇年（一九四五）七月の青森空襲までを扱った、既刊『新青森市史』資料編6近代（1）と同資料編7近代（2）の二冊に掲載された史料は、グラフ1にみえるように「町村文書」が二三%を占めている。さらに、「町村文書」の町村別の

内訳をグラフ2からみてみると、奥内村の行政文書が実に五%を占め、これに二八%の油川町（村）、十四%の荒川村が続く。奥内村の文書が突出しているのは、一つには文書の整理と調査がもつともよく行われたことにあるが、それに応え得るだけの史料的な

グラフ2 町村文書の町村別構成比



内村の行政文書に求めている。こうした点からも、奥内村の行政文書の史料価値がうかがわれる。

さて、表1にあるように、編さん室では奥内村の文書を三八五点保管している。このうち市役所（本庁舎）に保管されてきたものはわずかに七点で、全体の七%にすぎない。しかも、これを引き継ぎ文書のリストと突き合わせてみると、一致するのは昭和二五年以降（もしくは昭和二六年以降）の瀬戸子・飛鳥・西田沢の「印鑑簿」だけである。残りの二六六（「印鑑」二二五点（大正三年・昭和十一年）・「印鑑簿」一点）は、引き継ぎ文書の中にすらみえていない。

さらに、この引き継ぎ文書のリストをみてみると、これまでに述べた

面での質の高さがあつたからにはかならないのではないか。また、『新青森市史』以外の個別研究においては、たとえば、中園美穂「役場文書に見る戦時教育行政―学校動員の実態を探る―」において、分析に必要とする「役場文書」を「青森市史編さん室に保管されている旧奥内村（現青森市）の『学事関係綴』を中心に」というように、奥

傾向からいえば、市役所（本庁舎）に保管される可能性があるのは、大正三年以降の「条例・例規綴」と、大正二年から昭和十七年に至る「例規認可申請書」くらいのものである。ただし、表4にあるように、文書が遺されるのは合併直前の昭和二〇年代が多いという傾向から、これら大正から戦前期のものは、その後廃棄されたと考えられよう。一方、支所に移される可能性があるものは、戸籍関係（戸籍簿・除籍簿・身分登記簿・住民登録・外国人登録）であると思われる。これらは引き継ぎ後、支所に移された後に廃棄処分されたのであろうか。また、議会関係では、会議録（明治二二年から同二九年まで）が四九冊引き継がれている。これらも、時期的なことから廃棄されたといえようか。

ただし、表1にみえるように、奥内村の行政文書は市役所（本庁舎）に保管されていたものは全体からみると極めて少なく、むしろA・C二氏のもとにあつたもので構成されているといつていいであろう。そして、たとえば、会議録・議決書については、C氏のもとにあつた文書の中から七〇件以上見出すことができる。このなかには、引き継ぎ文書の中にある年代のものも含まれているが（引き継がれた文書の年代は、町村制施行後の明治二二年以降）、明治十六年から昭和二九年までと幅が広く、これらは文書の引き継ぎ後の文書廃棄に関わってC氏の手に移ったとは考えにくい。むしろ、引き継ぎ文書のリストに搭載されなかった文書、すなわち、合併にともなうて廃棄の対象となった文書であると考えたい。さきに述べたように、C氏は奥内村の書記役であつたことを考えると、文書が廃棄される直前に手に入れることは可能であつたと思われる。

一方、さきに紹介した中園氏の論考が扱った奥内村の「学事関係綴」

は、A氏のもとにあった文書の中に多くみられる（明治二四年から昭和十八年まで十三冊）。このほかA氏の手もとにあったのは、明治八年から昭和三〇年までの文書で、これもC氏のばあいとおなじように、合併直前に廃棄される文書ではなかったか。とくに戦前・戦中の教育にかんする「学事関係綴」などは、戦後に大きく変わった教育制度のもとでは引き継ぎの対象外とされたのであろう。

このようにみると、『新青森市史』をはじめ、青森市域をフィールドとした近代史研究の深化は、この奥内村の事例のように廃棄文書が遺つたこと、また、前項で紹介した荒川村のように、引き継ぎも廃棄もされずに支所に遺つた文書、さらには、浜館村のように保存年限を過ぎた文書を廃棄しなかったために遺つた文書、こういったものによってある意味では支えられているのではあるまいか。紙一重とでもいうべき偶然といえようか。

つぎに、後潟村の事例を一つあげることになろう。

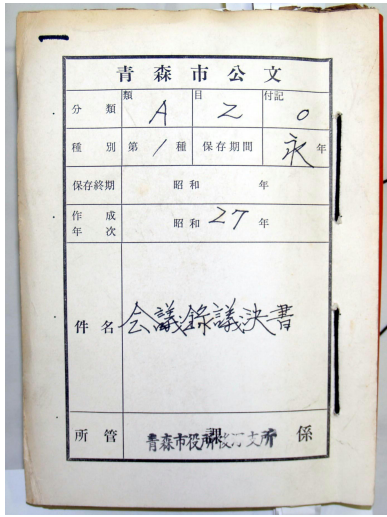


図15-① 合併後青森市によって付された表紙

図15は簿冊の表紙による作成年代は昭和二七年となっているが、この表紙は青森市の様式によるものであり、所管が「青森市役所後潟支所」とあることから、明らかに昭和三十一年の

合併以降に付されたものである（図15-①）。この簿冊は、旧村で作成した二冊の簿冊を（図15-②）再装幀して一冊にしたものである。そして、表紙にあるように、この簿冊は「永年保存文書」である。表1にあるように、後潟村の文書については、A氏のもとにあったものが五三点あり、図15もそのなかの一つである。この五三点のうちには、旧村時代の会議録・議決書といった議会関係のものが二八冊あり、図15のように二冊、三冊づつ合併後に再装幀されている。さきに述べたように、議会関係の簿冊は、市役所（本庁舎）もしくは支所で保管することになっているが、図15のように所管が支所であることに加え、このほかには支所で保管される傾向がみられる土地登記に関する簿冊もいくつかある。したがって、A氏の手にあったこれらの簿冊は、いずれも後潟支所で保管されていたものであるとみてよいであろう。

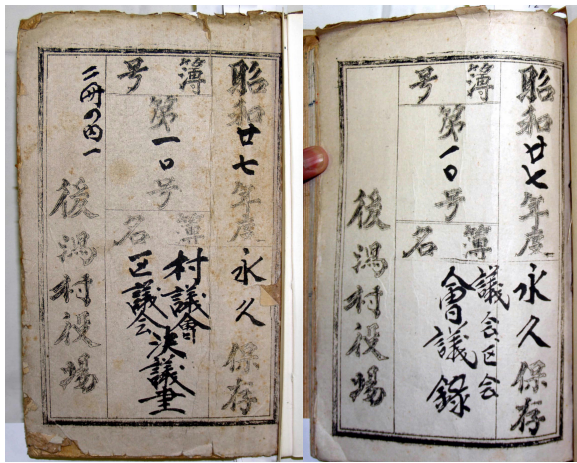


図15-② 旧村時代の表紙（これら2冊が合綴された）

したがって、A氏の手にあったこれらの簿冊は、いずれも後潟支所で保管されていたものであるとみてよいであろう。理屈からいえば、後潟支所で「永年保存文書」を含むこれらの文書を廃棄することになり、それがA氏の手に渡ることにより焚書の難のがれたということになろうか。

さらに、筒井村においても、A氏の手にあった文書は軍人名簿であるとか、村の歳出簿などを含んでいることから、やはり支所で保管されていた文書であるものとみられる。こうして見たとき、目下のところ市役所（本庁舎）で廃棄となった旧町村からの引き継ぎ文書は、少なくとも編さん室で保管する「町村文書」には含まれてはいないだろうと思われる。一方、支所に移された文書が廃棄の対象となったとき、これらがA氏などによって引き取られ、現在編さん室で保管されることになったということになる。

とくに、議会関係の文書については、支所では町村合併以前となる昭和二〇年代以前のもは、後潟村の事例にみられるように合併後に廃棄となる傾向がある。市役所（本庁舎）ではどの程度廃棄されたのかは分からないが（町村によってかなりの偏差がある）、支所のばあい、一部ではあるが個人の方の手に渡ることで、水際で焚書の難をのがれたのであった。

#### （4）油川支所での「東津軽郡役所文書」の発見

小稿は、「昭和の大合併」で青森市と合併した旧町村の引き継ぎ文書のリストに注目しながら検討を進めてきたので、それ以前に合併をした油川町を対象とはしてこなかった。さきに述べたように、油川町との合併の際における「事務引継書」が現在確認できないので、どのような文書が青森市との間で引き継がれたのかは分からない。そこで、ここでは、推測の域を出ないものの、編さん室に保管されている油川町の行政文書の履歴について、一応の見通しを示しておきたい。

表1にみえるように、市役所（本庁舎）に保管されてきた文書は五六冊あり、このうち四三冊が議会関係（明治二八年―昭和六年）の文書であり相対的に最も多い。議会関係については、積極的に保存しようという意図があったのだろうか。一方、支所については一冊もなく、A・B両氏のもとに三五〇冊余が保管されている。支所の文書保存に関して、地元新聞『東奥日報』（昭和四三年九月十三日付）につきのような記事がみえる（なお、行論上、A氏の実名は伏せ字とした）。

『国有林返せ』の記録も

青森市 油川 県の訓令などそっくり

『幻の文書』といわれていた東津軽郡役所の書類がこのほど青森市役所油川支所の書庫から発見された。行政・教育・兵事・県の令達・郡会議など郡役所時代の書類大部分が保存されており、県史編さん・市教育史にも貴重な資料になるのではないかと関係者は語っている。

郡制が敷かれたのは明治十一年十月三十日。東・西・中・南・北の五津軽郡と、上北・下北・三戸の計八カ所に郡役所が置かれ、郡内の事務をつかさどっていた。東津軽郡役所は当時、青森市に置かれ現在の東奥日報社向かいにあった。郡役所は県と市町村をつなぐパイプの役目であるが郡長・郡会議員・参事などがおり、現在の市町村と同じような形態で、参事はいわば郡内政治の執行機関。しかし県と町村を連絡するとはいえず、屋上屋を重ねるくらいがあったため大正十年に郡政（ぐんせい）廃止が決まり、同十四年郡役所が廃止された。

この時、郡役所の書類がどこへ行ったか不明となり、東郡の行政などについては空白のまま、現在まで経過した。ところが、市でたまたま支所の古文書を整理、不必要なものは廃棄しようということになり、油川支所の書庫を整理しているうちに、書庫の奥深く、ほこりをかぶった問題の郡役所書類がみつかった。市史編さんをしていいるAさんに連絡、さっそく調べたところ、郡会の予算決算をはじめとした行政面の資料や、教育・兵事・県から町へあてた令達書・郡会決議・郡参事会決議・庶務関係など大部分の書類があることがわかった。

これら資料の中には、明治初期に山林が国有になったが、後に町村から下げ戻してほしいと申請した書類などがある。これは旧藩時代、山は藩のものが木は成木になると官民半分ずつ分けた貢山あるいはかかえ山といった制度であったが、国有地になってからは木を切ると厳罰に処されたため、住民から「旧藩時代と同様、山を利用できると思っていたのに話が違う。もとの通りに戻してほしい」という申請で、当時各地で運動が起こったといわれているが、記録がないため実証できずにいたもの。

また明治三十三年、青森歩兵第五連隊が八甲田山でほとんど全員遭難の悲劇が起きた際、東郡の各町村から救援隊を繰り出したことや、出動した人夫たちの賃金・夜勤手当の額、さらに時の天城郡長から奥内村に出した「捜査には大変苦労をかけたので、知事から酒料が贈られることになった。ついては郡役所まで取りに来てほしい」「人夫・吏員で捜査の際に凍傷にかかったものがあつたら報告

してほしい」といった文書もある。

このほか、陸奥湾沿岸の水産物に関する権利、県立図書館にもない県の訓令・通達や、教員異動とか、教員の行動をめぐって免職を要請した郡役所と事実無根とする地域住民と本人の上申書など「秘密書類」も発見されている。

なぜ油川にこの文書が保管されていたかについてAさんは「青森市が市制を敷いたあと、郡内で最も有力な町は油川町だったので郡役所廃止のさい保管を委託したのではないが。それ以来、現在まで未整理のまま書庫に眠っていたものと思われるが、青森市が町時代のときの書類も多数残っている」と語り、まだほとんど調べていないが、東郡の町村の古い時代の実態をつかむ貴重な資料であり郡時代の空白を埋めるばかりでなく、県史編さんや、東郡市町村史・教育史編さんにも新しい一ページを加えることができると喜んでい

る。  
(傍線は引用者による)

この記事は、「東津軽郡役所文書」が油川支所の書庫から発見されたということ伝えるものであり、それはそれで重要なことであり、なぜ油川支所にあつたのかということに関してのA氏のコメントには一考の余地がある<sup>18)</sup>。

むしろ、ここで注目したいのは、このとき市が支所で文書整理をしてきたということである。結論的にいえば、この文書整理に関連して、A・B両氏が支所に保管されていた行政文書を目にし、手に入れたのではないだろうか。A氏は右の記事にあるように市史編さんに関わっており、B氏も油川地区在住の郷土史研究者であり、支所の文書整理と接点を持



っていても不思議ではあるまい。さらに、「はじめに」で紹介したように、編さん室では約一七〇点の「東津軽郡役所文書」を所蔵しているが、これらはすべてA・B氏から寄贈を受けたものである。したがって、支所の行政文書および「東津軽郡役所文書」とA・B両氏との関わりは、この時期の一連のできごととしてとらえるべきものではないだろうか。

また、A・B両氏の手に渡った文書の傾向は、A氏は土地関係のものが多く、B氏は学事と宗教関係のものが目につく。ここから、廃棄となった支所の文書を二人が一括して引き取り、両者の間でそれぞれ選別し所持することになった可能性が高いのではないだろうか。ちなみに、学事関係の文書について、奥内村では合併直前に廃棄の対象となっていたが、油川町のばあい昭和十四年の合併ということもあって、当時そのまま青森市に引き継がれ、この時点まで処分されなかったようである。一方、議会関係の文書は極めて少ない。これは、さきに述べたように、油川町が合併した段階では、市役所（本庁舎）の方での保管するという方針があったのかもしれない。なお、昭和四三年当時、市が支所の文書の整理を行ったのはひとり油川支所だけであったのだろうか。支所の文書の保存・廃棄といった点からいうと、関心を持つところであるが、今後の課題とせざるを得ない。

### むすびにかえて―編さん室に所蔵された行政文書の履歴―

最後に、これまで述べてきたことを整理しておくことにしたい（図16参照）。まず、青森市と合併することとなった町村では、事務引き継ぎ

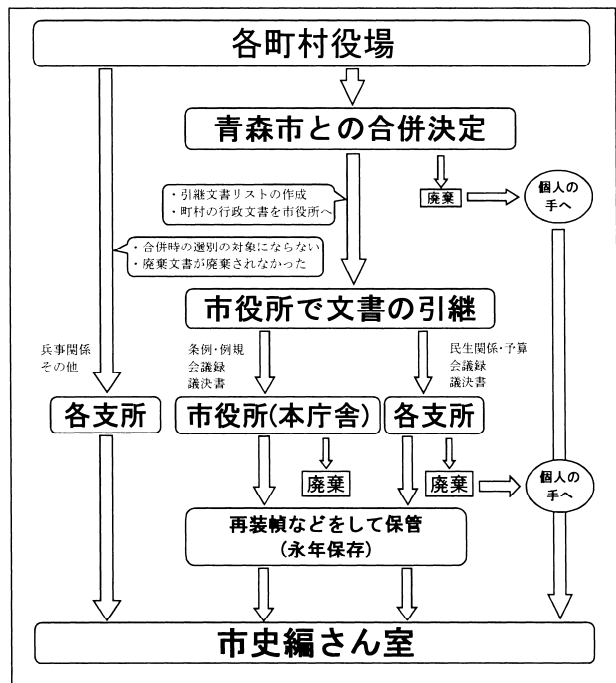


図16 「町村文書」の履歴—想定図—

のための準備にとりかかり、その中で引き継ぎの対象となる文書の選別がなされる。そして、引き継ぐこととなった文書に関しては文書のリストが作成される。そして、「昭和の大合併」に際しては、一般行政文書（町村長事務部局）のほかに、教育委員会・選挙管理委員会でもおなじようなリストが作成される。

一方、選別の結果、廃棄の対象となる文書はその時点で処分されることになる。引き継ぎとなった文書は昭和二〇年代（野内村のばあいは昭和三〇年代）の割合が極めて多いことから、昭和一〇年代以前（野内村のばあいは昭和二〇年代以前）の文書が主たる廃棄の対象となったもの

と思われる。また、この際、戦前期の学事関係の文書のように、戦後に大きくそのあり方が激変したようなものについては、積極的に廃棄されていたと思われる。そして、奥内村については、この時点で廃棄文書が個人の手へ渡り、保管されることになった。

さて、市役所庁舎内だと町村との間で文書の引き継ぎが終わると、市役所（本庁舎）にそのまま遺し保管する文書と、支所の方へ移す文書とに分けられる。このとき、市役所（本庁舎）に保管されるのは、条例・例規といった各町村の行政の枠組みを定めたものが主体であった。一方、支所に移されるのは戸籍関係・土地台帳関係など住民生活に直結するような文書であった。議会関係の会議録・議決書などは、市庁舎（本庁舎）と支所両方で保管されることになった。また、個々の文書はそのままの状態でも保管されるという訳でなく、新たに青森市の様式の表紙に付け替えられたり、二冊、三冊を合綴して保管するばあいがあった。

こうして引き継がれた文書は、青森市の文書保存規程にしたがって保存され、保存期間が経過すると廃棄の対象となる。このとき、支所に保管された文書については、廃棄となった際にやはり個人の手に渡るケースがあった。さきの合併以前に廃棄された奥内村の事例を含め、こうして個人の方によって保管された文書は、編さん室で所蔵する「町村文書」の半数以上にのぼる。つまり、「町村文書」の半数は「廃棄文書」なのである。

このほか、いくつかの村では、戦争の終結によって、または合併の際の選別で廃棄となるはずの文書が、そのまま支所で保管されるケースもあった。とくに前者については、合併の際においては、選別の対象にす

らならなかった（できなかった）ものと思われる。これは偶然なのか、旧村側で意図的に行ったものなのかどうかは分からない。ただ、こうした文書においてもその後、廃棄の対象となるものもあった。一方、保存年限が経過した文書においても支所に保管され続けたり、逆に永年保存文書であっても廃棄されることがしばしばあったようである。支所での文書保管については、ある意味でおおらかな面もあったように思われる。青森県は歴史的にみても郡の変遷が明治期以降大きく変わっていないに加えて、明治・昭和の合併を経験していない地域が多いため、文書の引き継ぎ意識が薄いという<sup>19)</sup>。そうした意味で、ここで紹介した青森市の事例が何かの参考になれば幸いである。

## 註

(1) 青森市史編集委員会編『新青森市史』別編3 民俗（青森市、二〇〇八年）。

(2) 右掲『新青森市史』別編3 民俗十六ページの図1-2をベースマップとして作成した。

なお、浪岡町の行政文書については編さん室では保管していない。

(3) 同資料編6 近代(1)では「旧青森市役場文書」という文書群名が付されている。この名称については、おそらくは「青森市が引き継いだ旧町村の役場（で作成した）文書」ということを意図したものと理解している。

(4) 現段階のこの文書群の整理に関してもう一点指摘しうるのは、文書整理の段階ですでに『新青森市史』の編集という視点が入り込んでいて、いわば「選別的」な整理が一部になされていることである。市史編さん



事業は、『新青森市史』を刊行することが第一義だとは思いますが、文書の散逸の予防といった点なども含め、オーソドックスな文書整理の手順を踏むことが必要ではなかったかと思う。大石嘉一郎氏は、地方所在の史料を利用した近代史研究の危険性として「地方史料の抽出利用がまったく一面的である」ということを指摘している（同『日本近代史への視座』、東京大学出版会、二〇〇三年）。現段階における「町村文書」の整理は、残念ながらまさにこの指摘そのものといつてよいであろう。

また、おなじことは「町村文書」に限らず、「東津軽郡役所文書」についてもいえることである。とくに、「東津軽郡役所文書」については、ひとり青森市だけでなく、東津軽郡地域全体の財産である。したがって、そうした文書群を保管している機関としては、それなりの責任もあるのではないだろうか。

(5) このようならばあいの簿冊名について、近刊『新青森市史』資料編8現代では、再装幀された際に付された名称を簿冊名として採用した。ただ、簿冊の分類については、市役所ではなく旧町村のそれとした。

(6) 市役所と支所からこれらの文書が編さん室に運び込まれることに際しての行政的な手続とその経緯については、筆者は知らない（詳しいことを聞くことができなかった）。

(7) このように、廃棄されることになった行政文書、特に戦争中の記録が失われることを憂慮して、自宅に持ち帰って隠して遺した人たちが数多くいたという（安藤正人「記録を守り記憶を伝える―市民のアーカイブズ（公文書館）をめざして―」、『市誌研究ながの』一五号、二〇〇八年）。

(8) 編さん室蔵「市町村合併関係綴（八冊のうち四）」。

事務引き継ぎは、青森市役所で行われるのが通例であるが、昭和二六年四月一日に合併した滝内村に関しては、滝内支所（旧滝内村役場）で

引き継ぎが行われた。

(9) 編さん室蔵「市町村合併関係綴（八冊のうち五）」。

(10) 油川地区の徴兵関係の簿冊に関しては、表紙と背表紙のみが遺されているものがある。綴られていた文書は廃棄処分にされたか。

(11) 原別村村制施行百年記念誌編集委員会編『原別百年のあゆみ』（一九九〇年）。

(12) 青森市ホームページ「青森市の例規類集」。

(13) 近刊『新青森市史』資料編8現代では、戦後の市史編さん事業の歩みについても取り扱っている。ここに掲載した史料によれば、昭和五八年（一九八三）九月の市議会（第三回定例会）で今村修議員は、「昭和の大合併」で青森市と合併した町村の歴史についても、市史に記録し遺すよう提案した。これらのことについて、当時の工藤正市長は、市史の「統編」は今後の課題とし、当面は資料の収集に万全を期したいと答弁している（三八四号文書）。昭和二九年から発刊が始り同四九年に終了した『青森市史』にはこれら、合併町村の「歴史」にまではふみ込んではいない。その点では、これはある意味で、『新青森市史』の編さん事業へ引き継がれた課題であったともいえよう。そして、『新青森市史』では、これまで「町村文書」を使ってこれら合併町村の「歴史」について触れてきた。当時の工藤市長のいう「資料の収集」にこれら「町村文書」の保存が念頭にあったかどうかは分からないが、現状としてこれら「町村文書」があつて合併町村の「歴史」に深くふみ込めたことは間違いないであろう。

(14) 青森市ホームページ「青森市の例規類集」によれば、現行の「青森市文書編さん保存規定」は、平成十七年（二〇〇五）四月一日規程第五号で定められたのち、平成二十二年七月二一日までに、四回改正されている。

戦後、青森市の文書保存に関する規程に関しては、昭和二八年（一九

五三) 二月十日の定期監査報告の中に「文書に関する事項」という項目があり、そこに「各課備付の文書簿冊中「文書編纂保存規程」に定むる保存期間中のもので、監査時日に見当らざるものあり。これがため、事務整理に支障を来す居るものあり」とみえ、文書保存に関する規程とこれによる文書保存に関して指摘を受けていることが分かる(青森市議会議事局蔵『青森市議会議録』昭和二十八年二月十日・二月十三日)。

(15) 兵事関係の簿冊は、油川・荒川・奥内・野内の四町村などでも遺されている。これらの簿冊はいずれも、合併時の引き継ぎ文書(油川町は引き継ぎ文書なし)にはみられない。このうち、奥内村のばあいは、「徴兵国民軍年齢調」(明治二十六年)や「兵事主任会ニ関スル書類」(大正四年・昭和二年)といった明治十二年から昭和二年までの簿冊が支所で廃棄処分となり、その後A氏の手に移ったものと考えられる。油川町のばあいも支所が廃棄処分としたものが、B氏の手に移ったものと考えるのが目下のところ妥当であると思う。

(16) 引き継ぎ文書のリストと現在編さん室で保管する簿冊とを突き合わせると、対応しない文書をいくつも目にするものがあるのは、このように「リスト化」されない(できない)文書が支所にそのまま遺されたからであろう。とくに、戦前期の文書については、敗戦前後の諸事情により、偶然遺されるばあいがあつたという(『新編弘前市史』通史編5(近・現代2)、二〇〇五年)。

(17) 長谷川成一監修『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第三卷(清文堂、二〇〇八年)。

(18) 青森町が市制を施行することになり、東津軽郡役所の移転問題は当時話題になっていたようで、その際に油川村は有力な移転先の一つであったようである。以下に、参考までにそれに関わる『東奥日報』の記事をあげておくことにする。

#### ●東津軽郡役所の位置

青森町に市制を実施することとなりたるため、自然の結果として将さに起るべきものは、東津軽郡役所の位置問題なり。

郡の地勢を案するに、面積百八十三方里余、極東は東平内大字狩場沢、極西は新城村大字鶴ヶ坂、極南は高田村大字小畑沢、極北は三厩村大字宇鉄に尽く而して、青森町は実に其中央に位す。今や青森町にして郡と独立するに至りて、新たに郡役所の位置を定めるへからざるの時に際して、何れか最も適當なる可き。

夫れ郡役所の所在地を決するには、可成郡民の便を謀らざるへからず。而して又た郡衙所在地として、資格を備ふるの所ならざるへからず。今東郡の中に於て何れか此兩者を備ふるものかと云へば、油川村を措て他に恰好の地あるを見ざるなし。油川の地たる青森を去る一里に過ぎず而して、村と云ふと雖殆んど町の体裁を備へ、其繁榮亦殊んと郡中の首位を占む。野辺地既に町たり。五所川原亦た町たんとするの今日、油川の同しく町たるへき資格あるは、何人も之れを首肯せん。

されは、将さに起らざるへからざる東津軽郡役所の位置に就いては、油川こそ最も適當なるべく、之れに対しては殆んど他に競争なきこととならんと語るものあり。記して参考となす。

(明治三二年二月二四日付)

#### ●東津軽郡役所の位地

青森町に市制を実施するに付き、郡役所位地は自然に変更せられへしとは何人も想像する所にして、早く既に油川を以て之れに擬する者さへありしか、今回内務大臣の認可を得て、従来の如く市内に据置く事に決せり(公文欄参照)。(明治三二年三月三一日付)

(くどう・だいすけ 青森市史編さん室非常勤嘱託員)

本会機関誌『弘前大学國史研究』への投稿について  
投稿規定

◎論 文 四百字詰 60枚程度を原則とする(縦書き、以下同様)

◎研究ノート 四百字詰 20枚から30枚程度

◎研究余録 四百字詰 10枚程度

◎史料紹介 四百字詰 10枚から30枚程度

◎その他(書評・研究動向・歴史随想など) 四百字詰 10枚程度

◎ワープロでの執筆に際しては、一段に付き32字×23行で組んで下さい。字数は右の規定の範囲で計算して、それを越えないようにして下さい。

◎フロッピーディスクによる投稿も可能です(事前に編集委員会へ御相談下さい)。行数・字数は、ワープロ執筆と同様に組んで下さい。なお、プリントアウトした原稿を添付のこと。

◎横書きを希望する時は、あらかじめ本会へご相談下さい。

◎原稿締切 一月末日と八月末日の年2回

※投稿に際しては、図表を最小限におさえ、完成原稿でお願いします。また、原稿は必ず御手でコピーをとって保存して下さい下さい。投稿は本会会員に限ります。

※掲載については、原稿を受領後、編集委員会で審査し、一ヶ月以内に御通知します。なお、文中に掲載許可を必要とする写真・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権利者から許可の承諾書を取得して下さい。

※掲載分の論文等については、抜刷50部をさしあげます。

※本誌掲載の論文等を転載する場合は、本会の諒承を得て下さい。